

■台風被害に係る金融相談を開催

台風19号被害に関する商工業者の金融相談を開催します。事前の申し込みは不要です。

▶日時…月曜～金曜 8時30分～17時15分

▶会場…久慈商工会議所

久慈商工会議所経営支援課 ☎52-1000

■こことからだの健康相談

台風災害などショックな体験をした後、こことからだには、さまざまな変化が起こります。被災による生活変化やストレスで体調が悪いと感じたら、早めに相談ください。

健康推進課 ☎61-3315

■国民健康保険・後期高齢者医療について

一定の要件を満たす被災者は、国民健康保険、後期高齢者医療の一部負担金が猶予・免除となります。詳しくは問い合わせください。

被災によって被保険者証の流出や汚損などがあつた場合は、再交付します。

市民課 ☎52-2118

■国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産について、概ね1/2以上の損害を受けた人は、申請により国民年金保険料が全額免除になります。詳しくは問い合わせください。

二戸年金事務所 ☎0195-23-4111 / 市民課 ☎52-2118

■被災者支援に関する各種制度

住宅の被害状況に応じて、住宅の応急修理、災害援護資金の貸付、生活福祉資金制度による貸付、応急生活資金による貸付などが受けられます。詳しくは、広報くじと一緒に配布されている制度の説明文書か、市HPから確認ください。

建設企画課 ☎52-2110 (住宅応急修理)

社会福祉課 ☎52-2119 (その他の制度)

■証明書等の交付手数料を免除

被災者が災害復旧の支援、援助などを受けるために必要な、住民票・所得証明書などの交付手数料を免除します。(住民票は申請書に災害復旧に使用する旨の記入が必要) 証明書の発行担当各課

■土のう袋の配布

土砂の搬出に使用する、土のう袋を道路河川維持課で配布します。 道路河川維持課 ☎52-2151

■市税の減免

資産の被害状況や損害金額に応じて、固定資産税、市県民税、国民健康保険税を減免します。

税務課 ☎52-2114

■市税納付の猶予

被災により、市税の納付ができないときは、被害状況に応じて、納税が猶予されます。詳しくは、問い合わせください。

収納対策課 ☎52-2368

■県税の減免

被害を受けた人に対し、県税の減免などの制度を設けています。詳しくは問い合わせください。

【県税の減免】

被害の状況などに応じて①個人事業税②不動産取得税③自動車税について、申請により一定の税額が減免されることがあります。

【期限の延長】

被災により、期限までに県税の申告や納付ができないときは、申請によりその理由が終了した日から2カ月以内に限り、期限が延長されます。

【県税納付の猶予】

被災により、県税を納期限までに納付ができないときは、申請により原則1年以内に限り、納税が猶予されます。

県北広域振興局県税室 ☎53-4986

■農林水産業者に対する相談窓口

被災農林漁業者などが緊急に必要なとする資金の円滑な融通、既往貸付制度資金の償還猶予など支援の対象となる場合がありますので、融資機関に相談ください。

農政課 ☎52-2121 / 林業水産課 ☎52-2122

■子宮頸がん・乳がん検診(山形地区)の日程変更

台風19号の影響により、延期した女性検診を下記の日程で実施します。

▶日程…11月5日(火)

▶受付時間…9時～10時30分、13時～14時

▶会場…山形老人福祉センター

健康推進課 ☎61-3315

■長内町民郷土祭を中止

11月9日、10日に予定していた長内町民郷土祭は台風19号の影響により中止します。

長内市民センター ☎52-7400

台風19号被災者支援ガイド

手続きには、り災証明書などの提示が必要になります。必要書類などの詳細は各担当課まで問い合わせください。支援に関する情報は市HPの台風19号関連情報ページからご覧いただけます。



■り災証明書を発行します

台風19号により被害を受けた人に「り災証明書」を発行しています。判定基準はHPをご覧ください。

既に被害認定調査が終了している建物の場合、申請時に証明書を即時発行します。未調査の場合は申請のみを受け付け、調査終了後に証明書を発行します。調査結果に疑問がある場合は再調査を行いますので、問い合わせください。

▶申請できる人…

- ①居住、所有していた建物が被害を受けた人
- ②使用していた建物が被害を受けた事業者

▶会場…市役所税務課

▶時間…8時30分～17時15分 ▶手数料…無料

▶持ち物…印鑑・身分証明書(本人・同居親族以外が申請する場合は委任状が必要)

税務課 ☎52-2114

■ボランティアの募集・要請

被災された人たちの力となる、災害ボランティアに参加していただける人を募集しています。

被災を受け、災害ボランティアの支援が必要な人は、ボランティアセンターまでご相談ください。

▶受付時間…9時～15時

▶受付会場…市役所議会棟入口

※雨天時は活動を中止する場合があります

久慈市災害ボランティアセンター ☎54-8006

■災害ごみの臨時集積場

当面の期間、台風19号による災害ごみの臨時集積場を開設しています。分別方法についてはHPを確認し、現地の職員の指示に従ってください。11月11日からり災証明書の提示が必要です。

▶会場…市総合防災公園 多目的広場1(夏井町)

▶搬入可能時間…9時～16時(12時～13時を除く)

生活環境課 ☎54-8003

■土砂置き場

当面の期間、台風19号により発生した土砂・泥土の置き場を開設しています。土砂の置き場については、現地の職員の指示に従ってください。

▶会場…みなと中央公園付近(長内町)

▶搬入可能時間…9時～16時

道路河川維持課 ☎52-2151

■令和元年 久慈市台風第19号災害義援金を募集

台風19号により被災された人たちの、生活の一助となる義援金を受け付けています。口座振込または直接社会福祉課までお持ちください。皆さまの温かいご支援をお願いします。

振込の際は、備考欄に納入者のお名前をご記入ください。お礼状発送のため入金の前に、社会福祉課までご連絡いただくようお願いします。

社会福祉課 ☎52-2119

金融機関名	受付口座	口座名義	受付期間
岩手銀行 久慈中央支店	普通預金 2113367	久慈市台風災害義援金 久慈市長 遠藤謙一	令和2年3月31日(火)まで